

ダイオキシン類発生施設（大気）

ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第 1 に掲げる施設で、第 5 項の廃棄物焼却炉は除く。

項	施設名	規模
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの
2	製鋼の用に供する電気炉（鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る）の用に供する施設	焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉（原料の処理能力が一時間当たり0.5トン以上のものに限る）
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じるものを除く）を使用するものに限る）の用に供する施設	焙焼炉及び乾燥炉（原料の処理能力が一時間当たり0.5トン以上のものに限る） 溶解炉（容量が1トン以上のものに限る）

ダイオキシン類発生施設（水質）

ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第2 第1号から14号に掲げる施設

号	施設名	施設の種類
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する施設	漂白施設 （塩素又は塩素化合物によるものに限る）
2	カーバイト法アセチレンの製造の用に供する施設	アセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設	廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設	廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設	廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する施設	二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設	イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設	イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設	イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキノンの製造の用に供する施設	イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	8, 18-ジクロロ-5, 15-ジエチル-ジヒドロジインドロ[3, 2-b:3', 2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設	イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設	イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設	イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設